

特殊詐欺被害の未然防止への取り組みについて

当金庫では、青森県警察本部からの協力要請に基づき、下記のとおり振込め詐欺等の特殊詐欺被害の未然防止への取り組みを実施しております。

今後とも、警察署等との連携により、特殊詐欺の被害防止に努めてまいります。

お客さまが窓口で多額の現金のお引き出しを希望された場合、お使いみちの確認に加え、「自己宛小切手（線引）」のご利用をお勧めすることがございますので、お客さまのご理解とご協力をお願い申し上げます。

「自己宛小切手」とは

「自己宛小切手」とは、信用金庫が支払人として振り出す小切手のことをいいます。（預金小切手ともいいます）

「線引」とは、小切手を現金化できる方を、金融機関と取引があるお客さまに限定するものです。

したがって、誰に支払われたのかが明確になるほか、小切手の現金化には一定の期間を要するなど、被害防止につながります。

以 上